

『潜夫論』 卜列篇訳注稿

矢羽野隆男

四天王寺国際仏教大学紀要

第40号

2005年9月

(抜刷)

『潜夫論』卜列篇訳注稿

矢羽野 隆 男

(平成17年3月31日 提出)

後漢中後期の思想家である王符の俗信批判を考察する基礎作業として、その著『潜夫論』のうち卜列篇および叙録篇(各篇の要旨を記す篇)の卜列篇に関する記述について注釈を加えた。

卜列篇はその(卜占に関する議論)という篇名にかかわらず、卜占のほか易占や鬼神の祭祀、凶宅術(住居と住人の姓とによる占い)、太歳星との位置関係による禁忌といった当時の様々な俗信を取り上げて批判の対象とするものである。

語注においては、王符の俗信批判の特徴を明確にすべく、後漢の批判哲学の確立者とされる王充の『論衡』の所説との比較に留意した。

この作業の結果、王符の俗信批判が、王充と同じく真理の闡明を目指しながらも、より強く民衆の精神的な安定、賢君による風俗改善など現実的政治的な傾向を有するものであるということが明らかにされた。

キーワード…王符 潜夫論 後漢思想 批判哲学 俗信批判

漢代の人々は様々な俗信の中で暮らしていた。卜筮・家相・人相・夢占などの占いに一喜一憂し、移転・普請・葬儀・婚姻に関する禁忌に縛られ、鬼神の祟りを恐れて祭祀を行った。王符(八〇?~一六七?)の『潜夫論』は、弊害を露呈する現実への処方箋だが、その卜列、巫列、相列、夢列の四篇は、占い・祭祀・禁忌など漢代

人の精神生活を覆った当時の俗信を反映している。本稿は、王符の俗信批判考察の基礎作業として、卜列篇に注釈を加えたものである。今後、他の三篇についても同様に注釈を施す予定である。

当時の俗信の実態は王充(二七~九六)の『論衡』(特に四諱第六十八~解除第七十五の八篇)に詳しく、それに対する王充の批判も該博な知識と透徹した論理とを發揮した強靱なもので、質量ともに王符の批判を凌駕するものといえる。ただ王符は、醒めた理性によつて虚妄を暴露するだけではなく、いかに世の人々の惑溺を解くかに思いを致し、その困難を一種諦観を漂わせて吐露する。この現実に対する意識に王符の批判哲学の特徴と時代の混迷の深さが見て取れる。

凡例

- 一、汪継培『潜夫論箋』(湖海樓叢書本)を底本とした。
- 二、原文に分節は無いが、全体を十節に分け(後掲の彭鐸の分節による)、節毎に「校異」「訓読」「語注」「現代語訳」を付した。現代語訳の冒頭には、一節の要旨を標題として掲げた。
- 三、本文の字句を改める場合、改める前の字句を()に括り、その下に改めた後の字句を〔 〕に括って示した。また、補足した字句は〔 〕で括って示した。訓読・現代語訳は校訂

後の字句によった。

四、校異・語注・翻訳には、汪継培説のほか、奥田元繼『潜夫論』（付訓点、一七八二年）、彭鐸『潜夫論箋校正』（中華書局〈新編諸子集成〉、一九八五年）、胡楚生『潜夫論集釈』（鼎文書局、一九七九年）、胡大浚他『王符《潜夫論》訳注』（甘肅人民出版社、一九九一年）、彭丙成『新訳潜夫論』（三民書局〈古籍今注新訳叢書〉、一九九八年）、張覺『潜夫論全訳』（貴州人民出版社〈中国歴代名著全訳叢書〉、一九九九年）を参照した。

五、漢字の旧字体・異体字は、特に必要な場合のほかは新字体に改めた。また訓読は現代仮名遣いによった。

六、現代語訳において、文意の補足は（ ）に、注記は（ ）に括った。

一

天地開闢有神民、民神異業精氣通。行有招召、命有遭隨、吉凶之期、天難諶斯。聖賢雖察不自專、故立卜筮以質神靈。孔子称「善之徳円而神、卦之徳方以智。」又曰、「君子将有行也、問焉而以言、其受命而嚮。」是以禹之得皐陶、文王之取呂尚、皆兆告其象、卜底其思、以成其吉。

【訓読】天地開闢して神と民と有り、民と神と業を異にすれども精氣通す。行いに招召有り、命に遭隨有り、吉凶の期、天は諶なり難し。聖賢は察なりと雖ども自ら専らにはせず、故に卜筮を立て以て神靈に質す。孔子称すらく、「善の徳は円にして神、卦の徳は方にして智」と。又曰く「君子将に行うこと有らんとする

や、焉に問いて以て言い、其の命を受くること嚮きの而し」と。是を以て禹の皐陶を得、文王の呂尚を取るは、皆兆其の象を告げ、卜其の思いを底し、以て其の吉を成すなり。

【語注】○卜列 卜占に関する議論。「列」は論と同義で、「凡そ事理を陳説して次序有るを〈論〉と為し、亦之を〈列〉と謂うべし」（彭鐸）。「卜」は〈占卜〉、「列」は〈論列（順序だてて論述する）〉、「卜列」は〈卜論〉（彭丙成）。この「列」字は、卜列第二十五以下、巫列第二十六・相列第二十七・夢列第二十八と続く俗信批判を内容とする篇名に用いられる。○天地開闢 天地の始原。天地の始原から三皇以降、三代に至る展開は、五徳志篇に「古より在昔、天地開闢し、三皇迭いに制し、各号論を樹て、以て其の世を紀す。天命は五もて代わり、正朔は三もて復える（自古在昔、天地開闢、三皇迭制、各樹号論、以紀其世。天命五代、正朔三復）」と記される。○民神異業 民と神とが事業を異にすること。「業」は「事」の意（『国語』楚語下章昭注）。『国語』楚語下に觀射父の言葉として、古代（少皞以前）には民と神とは雑らず、民のうち心の専一なるものが巫覡（男女のミコ）となり、やがて天神地祇を祭る五官（五行の官）となった。その結果、「民は是を以て能く忠信有り、神は是を以て能く明德有り、民神業を異にし、敬して瀆れず（民是以能有信、神是以能有明德、民神異業、敬而不瀆）」という状態であったという。『史記』曆書は『国語』を踏まえ、五官を設けて民神異業であったのは、少皞の前、すなわち黄帝の治世であるとす。○精氣通 「精氣」は陰陽の精微靈妙の氣。『易』繫辞上伝に「精氣物と為り、遊魂變を為す。是の故に鬼神の情状を知る（精氣為物、遊魂為變。是故知鬼神之情状）」とある。人と鬼神とは、精氣の集散がもたらす状

態の違いに他ならない。易は陰陽の変化を究明するものだから、易を通じて人は鬼神の実情を知ることができる。「精氣」の語は他にも、例えば『管子』内業篇、『呂氏春秋』尽数篇、『淮南子』泰族訓などに見える。○行有招召 「招召」は禍いや辱めを招くこと。『荀子』勸学篇は、物事には必ず原因があり、ある結果にはそれを招く同類の原因がある（例えばのが張られれば弓矢、材木が茂れば斧斤が至る）とし、「故に言えは禍を招くこと有り、行えは辱めを招くこと有り。（故有召禍也、行有辱辱也）」と言う。同じ記述が『大戴礼記』勸学篇にも見える。『論衡』累害篇は『荀子』に基づく成語を踏まえ、「何の招召か之有らん（何招召之有）」のように、「招召」二字で一語とする。○遭随 漢代に行われた運命に関する思想である三命説（正命・随命・遭命）のうち遭命・随命の二種を指す。正命は、生得の善性ゆえに操行の如何に拘わらず善果を得る運命。随命は、善行・悪行の操行に応じて善果・悪果を得る運命。遭命は、操行の如何に拘わらず悪果を得る運命。正命は別名を寿命（趙岐『孟子』注・『公羊』疏所引何休『左氏膏肓』）・大命（『春秋繁露』重政篇）・受命（『礼記』祭法所引『援神契』）とも言う。また、正命に対して、随命・遭命を合わせて「変命」とも言う（『春秋繁露』重政篇）。「遭随」すなわち遭命と随命との両者は、結果に操行の如何が関係するか否かの大きな違いがあるが、正命に対して言えば、悪果を招く可能性のある運命といえる。『潜夫論』には、卜列篇のほか論采篇に「士を論ずるには苟も志行に定め、遭命を以てする勿れ（論士苟定於志行、勿以遭命）」と見え、遭命を生得の善性や日頃の善行とは無関係の理不尽な運命と見なしていたことが伺える。なお、王充は命定論の立場から随命を認めないが、王符は人為を重視する立場から随命を支持する傾向が認められる。○期 定めにより

遭遇すること、巡り合わせ。『説文解字』七篇上「期、会也」の段玉裁注に「期とは、要約の意。会合を為す所以なり（期者、要約之意。所以為会合也）」とある。一説に、「約会（会うことを約束する）」の意から引申して「予測」の意（張寛）。○天難謹斯「謹」は、誠である、変わらない。「斯」は助辞。天命は移り変わるで測り難い。『詩経』大雅、文王之什、大明に見える。今本『毛詩』では「天は忱なり難し、易からざるは維れ王（天難忱斯、不易維王）」とある。王先謙『詩三家義集疏』は卜列篇および『春秋繁露』天地陰陽篇に拠り、魯詩・齊詩では「忱」を「謹」に作るとする。「謹」は、『爾雅』釈詁に「謹、信也。」とあり「忱」と同義。○自尊 独断する。独断せず卜筮に問うことは以下の文献に見える。『礼記』祭義篇「天子は卜筮の官を立て、天子自身に」明知の心有りと雖ども、必ず「卜筮の前に」進みて其の志を断じ、敢えて専にせざるを示し、以て天を尊ぶなり。（雖有明知之心、必進断其志焉、示不敢専、以尊天也。）」『論衡』辨崇篇「聖人事を挙ぐるに、先づ義に定め、義已に定立すれば、決するに卜筮を以てし、己を専らにせざるを示し、鬼神と意を同じくし指を共にするを明らかにして、衆下をして信用して疑わざらしめんと欲す（聖人挙事、先定於義、義已定立、決以卜筮、示不専己、明与鬼神同意共指、欲令衆下信用不疑。）」『白虎通』著龜篇「聖人独見先睹するも、必ず著龜に問うは何ぞや。自ら専にせざるを示すなり（聖人独見先睹、必問著龜、何。示不自専也。）」○神靈 鬼神と同義。巫列篇に「淫鬼なる者は（中略）守司有るの真の神靈に非ず（淫鬼者（中略）非有守司真神靈也）」とある。○著之徳云々 筮竹の動きは円転して神妙な変化によって未来を予測し、易の卦の動きは方形に固定して過去からの智慧を包蔵するの意。『周易』繫辞上伝「著之徳円而神、卦之徳方以智」と見

える。語釈は正義による。○君子将行云々 君子は行動を起こす時、易占に問うて筮竹に答えよと命じ、その筮竹は響きの声に應じる如く滞ることなく命に應える、の意。『周易』繫辞上伝に「君子将に為すこと有らんとするや、将に行うこと有らんとするや、焉いかにに問いて以て言い、其の命を受くるや響きの如し（君子将有為也、将有行也、問焉而以言、其受命也如響）」と見える。「受命也如響」を卜列篇には「受命而響」に作るが、「如」と「而」とは通じる（汪継培）。○禹之得皐陶云々 禹は、治水の功績を認められ、舜の禪讓を受けて夏王朝を建てたという伝説上の聖王。皐陶は舜に仕えて法律・刑罰を司ったという伝説上の政治家。文王（姫昌）は周王朝の基礎を築いた政治家で、殷王朝末期に諸侯の信望を得、天子となる天命を受けたが、殷打倒の志半ばに没し、子の武王（姫発）が遺志を継いで殷を滅ぼし周王朝を建てた。呂尚は周王朝設立の功臣で、後に斉国に封じられた。禹が皐陶を、文王が呂尚をそれぞれ占いで見出したことは、『六韜』文師篇に次のように見える。「文王将に田（狩獵）せんとす。史編（周の大史、編は名）トを布しきて曰わく『渭陽に田せば、将に大いに得ることあらんとす（中略）兆（占いの結果）に公侯を得たり。天汝に師を遣り、之を以て昌（文王の名）を佐たすけ施ひいて三王（文王から成王まで三代の王）に及ばん』と。文王曰わく『兆 是を致せるか』と。史編曰わく『編の太祖の史疇（史編の祖先）禹の爲に占いて皐陶を得たり。兆 此に比す』と。』○兆 亀甲を焼いた時にできる割れ目で、これによって卜占の判断をする。『説文解字』三篇下「兆、亀を灼いて坼きくるなり（兆、灼亀坼也）。」○象 すがた、かたち、ある意味を包含し指示するかたち（象徴）。『易』繫辞上伝「聖人 卦を設けて象を觀、辞を繋けて吉凶を明らかにす。是の故に吉凶とは失得の象なり（聖人設卦觀象、繫辞焉而明

吉凶。是故吉凶者、失得之象也。）」王弼『周易略例』「夫れ象なる者は、意を出だす者なり。（中略）意を尽すは象に若くは莫し。（中略）象は意に生ず、故に象を尋ねて以て意を觀るべし（夫象者、出意者也。（中略）尽意莫若象。（中略）象生於意、故可尋象以觀意。）」

【現代語訳】卜筮の有効性―孔子の言、禹・文王の実例を根拠に天地が開けると神と民とが生まれたが、その民と神とは仕事は異なるけれども精微靈妙の氣によってつながっている。行動には禍や辱めを招くことも有り、天命には遭命や随命といった悪い結果をもたらすものも有り、吉凶の予測や天命は推測し難い。聖人は明察だが独断はしない。だから卜筮を立てて神靈に問いただすのである。孔子は言う、「筮竹の動きは円転して神妙な変化によって未来を予測し、卦の働きは方形に固定して過去からの智慧を包蔵する」と。また言う、「君子は行動を起こす時、易占に問うて筮竹に答えよと命じ、筮竹は響きが声に應じる如く滞りなく命に應える」と。だから、禹が皐陶を得、文王が呂尚を得たのは、すべて亀甲の割れ目がそれを象徴する形を示し、占い師が意味を伝えることによって、その吉事を成し遂げたのである。

二

夫君子聞善則勸樂而進（徳）*、聞惡則（循）（修）*省而改尤、故安静而多福。小人聞善（□□□□□□□□）*、聞惡即懼懼而妄為。故狂躁而多禍。是故凡卜筮者、蓋所問吉凶之情、言興衰之期、令人修身慎行以迎福也。

【校異】*「進」の下、一字脱す（汪継培）。「徳」字を補う（胡

楚生・彭鐸。＊「循」は当に「修」に作るべし（汪繼培）。＊
 「善」の下六字を脱す（汪繼培）。

【訓読】夫れ君子は善を聞けば則ち勸樂して徳に進み、悪を聞けば則ち修省して尤を改む。故に安静にして福多し。小人は善を聞けば□□□□□□、悪を聞けば即ち懼懼して妄りに為す。故に狂躁して禍い多し。是の故に凡そ卜筮なる者は、蓋し吉凶の情を問ひ、興衰の期を言い、人をして身を修め行いを慎み以て福を迎えしむる所なり。

【語注】○勸樂 励み樂しむ、励み願う。用例として例えば以下がある。『春秋左氏伝』昭公九年に所引の「経始勿亟、庶民子来」（『詩経』大雅、文王之什、靈台）の杜預注「文王が靈台を造営した時、催促もしないのに民衆は来て」勸樂して之を為す（勸樂為之）。また范曄『後漢書』朱浮伝二十三に「博士の選拔を洛陽周辺に限定すれば」四方の学、勸樂する所無し（四方之学、無所勸樂）。○進徳 徳を増進させる。『周易』乾卦文言伝に「君子徳を進め業を脩む（君子進徳脩業）」と見える。讀字篇に「君子終日乾乾、徳を進め業を修むるは（後略）（君子終日乾乾、進徳修業者）」「其道を底して其徳を邁む（底其道而邁其徳）」と記す。

【現代語訳】卜筮の目的―修身慎行に基づく招福の手段として

そもそも君子は、善事を聞くと自ら喜び勇んで己れの徳を高め、悪事を聞くと身を修め反省して過ちを改める。だから心穏やかで幸福に恵まれる。「反対に」小人は、善事を聞くと□□□□□□、悪事を聞くと恐れおののいて出鱈目を行う。だから心乱れて多くの禍に見舞われる。このような訳で、およそ卜筮というものは、

（人が）吉凶の有り様を問ひ、（卜筮が）盛衰の巡り合わせを告げ、（占いの結果をによつて）人に身を修め行いを慎重にして幸福を迎えさせる手段なのである。

三

且聖王之立卜筮也、不違民以為吉、不專任以斷事。故「鴻範」之占、大同是尚。『書』又曰「佞爾元龜、罔敢知吉。」「詩」云「我龜既厭、不我告猶。」從此觀之、著龜之情、儻有隨時俟易、不以誠邪。將世無史蘇之材、識神者少乎。及周史之筮敬仲、莊叔之筮穆子、可謂能「探賾索隱、鉤深致遠」者矣。使猷公早納史蘇之言、穆子宿備莊叔之戒、則驪姬・豎牛之讒、亦將無由而入、無破國危身之禍也。

【訓読】且つ聖王の卜筮を立つるや、民に違ひて以て吉と為さず、専ら任じて以て事を断せず。故に「鴻範」の占いは、大同を是尚ぶ。『書』に又曰く、「爾元龜に佞り、敢えて吉を知ること罔し」と。『詩』に云く、「我が亀既に厭ひ、我に猶を告げず」と。此より之を觀れば、著龜の情、儻いは時の俟易に隨ひて、誠を以てせざること有るか。將た世に史蘇の材無く、神を識る者少きか。周の史の敬仲を筮し、莊叔の穆子を筮せしが及きは、能く「賾を探り隱を索め、深きを鉤り遠きを致す」者と謂うべし。猷公をして早に史蘇の言を納れ、穆子をして宿に莊叔の戒めに備えしめば、則ち驪姬・豎牛の讒りも亦將に由りて入る無く、國を破り身を危うくするの禍い無からんとす。

【語注】○違民 「違民」は、民の願ひに背くこと。例えば『晏子春秋』内篇問上に「下に謀りて、民に違わず（謀于下、不違民）」と見える。「民の欲するに違ひ（違民欲）」（『春秋左氏伝』宣公十

二年伝、「民の心に違う（違民心）」（『漢書』卷九十九中王莽伝中）、「民の望みに違う（違民望）」（『三国志』魏書卷二文帝紀）などと同様の意味であろう。○不專任以斷事 専ら卜筮だけに任せて判断しないの意。『論衡』卜筮篇にも「論者或いは謂へらく著龜は以て事に參すべきも、純らは用うべからず。（論者或謂著龜可以參事、不可純用。）」とする。第二節「自專」注参照。○「鴻範」之占云々 「鴻範」は『書経』周書洪範篇のこと。今文は「洪」を「鴻」に作る（皮錫瑞『今文尚書考証』）。「大同」は、王・卿士・庶人の意思と卜筮の結果とが一致すること。箕子が武王に教えた洪範九類の第七に稽疑（卜筮によつて疑わしき事を考えること）があり、その説明に次のように言う。「扞びて卜筮の人を建立す。（中略）時の人（卜筮を知る人）を立て、卜筮を作さしむ。三人占えば、則ち二人の言に従う。汝則し大疑有れば、謀乃の心に及ぼし、謀卿士に及ぼし、謀庶人に及ぼし、謀卜筮に及ぼせ。汝則ち従い、龜従い、筮従い、卿士従い、庶民従えば、是を之れ大同と謂う。（扞建立卜筮人。〔中略〕立時人、作卜筮、三人占、則ち二人之言、汝則有大疑、謀及乃心、謀及卿士、謀及庶人、謀及卜筮、汝則従、龜従、筮従、卿士従、庶民従、是之謂大同。）」洪範篇のこの句は潜嘆篇にも、「書に云わく、『謀乃の心に及ぼし、謀庶人に及ぼす。』と。孔子曰く、『衆之を好めども、必ず察す。衆之を惡めども、必ず察す。』（『論語』）と。故に聖人の〔臣下の意見を〕施舍（取捨する）するや、必ずしも衆に任せず、亦必ずしも己を専らにせず（後略）（書云、謀及乃心、謀及庶人。孔子曰、衆好之、必察焉。衆惡之、必察焉。故聖人之施舍也、不必任衆、亦不必專己。）」と引かれ、独断せず他者の意見も参考すべしとの主張の根拠に用いられる。○「書」又曰 人民の支持と天命とを失つた殷の紂王に、賢臣の祖伊が告げた言葉。

『尚書』西伯戡黎篇に見える。「仮」は、因る、依拠する。「爾」は汝、占いに用いる龜甲を指す。お前すなわち卜占の龜甲によつて占い、その卜占の結果、龜甲が吉を告げることはない、の意。なお、この言葉の後に、「先王が子孫（紂王）を助けないのでありません、王さまの淫乱残虐が自ら天命を絶つのです」と続く。今本『尚書』は「格人元龜、罔敢知吉」に作る。皮錫瑞『今文尚書考証』は、『潜夫論』卜列篇の引用は夏侯『尚書』を用い、『礼記』曲礼篇上の「仮爾泰龜有常」の意味に拠つて、占いの龜に命じる言葉とするのであろうという。いま皮説により曲礼篇に基づいて解釈する。○『詩』云 周の幽王の悪政を臣下が非難して詠んだ詩（詩序による。鄭玄は厲王を非難したものとす）の一節。『詩経』小雅、節南山之什、小旻に「度々卜筮して冒瀆するので、我が龜既に厭い、我に猶を告げず（我龜既厭、不我告猶。）」と見える。「猶」は、はかりごと。毛伝「道」その正義に「吉凶の道」、鄭箋は「凶」その正義に「凶謀」とする。○儻 或いはの意（胡大浚・彭丙成）。偶然の意とする説（張覺）があるが、儻は：邪、將た：乎という構文と見て胡説に従う。○儉易 「儉」は、險に通じ、險しく悪いこと（汪繼培）。「儉易」は（君子にとつての）苦難の時と泰平の時との意。『周易』繫辭上伝「辭に險易有り（辭有險易）」と見え、韓康伯注に「泰に之けば則ち其の辭は易、否に之けば則ち其の辭は險（之泰則其辭易、之否則其辭險）」とある。泰の彖伝に「君子道長じ、小人道消するなり（君子道長、小人道消也）」、否の彖伝に「小人道長じ、君子道消するなり（小人道長、君子道消也）」とあるように、泰は君子が栄えること、否は小人が栄え君子が抑圧されることを表す。○及 「及」は「若（ごとし）」と同義（彭鐸）。○史蘇之材 史蘇は晋国の卜筮をつかさどる史官。晋の献公が娘の穆姬（申生の実姉）を秦国

へ嫁がせることについて筮で占った結果を史蘇に見せると、「不吉である。晋は秦に敗れる」という判断である。その後、晋の相継争いの末、秦の援助で晋の国君となった恵公は、異母姉である穆姬（秦の穆公夫人）の願いを聞かず、また秦国への恩義を無視した行動をとったため、秦は晋を攻め、晋は敗れて恵公は秦に捕らわれの身となった。その時、恵公が「先君（献公）が史蘇の占いに従ったなら、事ここに至らずにすんだのに」と嘆くと、傍らの韓簡（晋の大夫）は次のように説いた。「先君の不徳が筮占の結果となったのです。史蘇の占いに従わなかったからといって、禍を増したわけではありません（全ては先君の不徳の結果であって、占いに従ったか否かで吉凶を変えることはできない）」と（『春秋左氏伝』襄公十五年）。○周史之筮敬仲 「周史」は、周の太史（記録および天文曆数をつかさどる官）。「敬仲」は、姓は陳、名は完、敬仲はその諡。陳完の父は陳国の厲公。完が生まれた時、陳を通りかがった周の太史について筮で占わせると、観から否にゆくという結果を得、周の太史は「国を保つ人です。ただし、陳国ではなく他所の国で、本人ではなく子孫が」と告げた。のち宣公（完の叔父）によって、完と仲の良かった太子御寇（完の従兄弟）が殺されると、禍が自分に及ぶのを恐れた完は斉に亡命し、その時、陳姓を田に改めた。完は斉の桓公の礼遇を得、のち田氏は斉国内において勢力をもち、終に前三八六年には田和が康公を追放して自ら即位し、諸侯となった。○莊叔之筮穆子 「莊叔」は魯国の大夫、姓は叔孫、名は得臣、諡は莊。「穆子」は、叔孫得臣の子、名は豹、諡は穆子。穆子は魯国の乱れを斉国に避けた。斉に行く途中、庚宗（地名）の一婦人との間に子（名は牛）を設け、さらに斉において正卿の国氏を娶って二人の子（孟丙・仲壬）を設けた。後に、穆子は叔孫氏の家系を継ぐために魯国に

戻ると、庚宗の婦人は息子の牛を連れて目通りした。牛の容貌は、穆子が夢で見た、自分を救ってくれた男とよく似ていたので豎（小姓）に取り立てた。後に穆子が病むと、豎牛は叔孫氏を我が物にせんと図り、言葉巧みに孟丙・仲壬を退け、穆子を餓死させた（以上『春秋左氏伝』昭公五年）。ところで、穆子が生まれた時のこと、父の得臣が穆子を易で占った。それを占師の楚丘に見せると、楚丘は「この方は魯国を出奔され、後にあなたを祀るために帰国される。讒言を弄する、牛という名の人を連れて来る。最後は餓死するでしょう」と言った（『春秋左氏伝』昭公五年）。本文では莊叔自身が判断を下したような書き方になっているが、『左伝』では楚丘の判断である。○探隲索隱、鉤深致遠 「探」は探り求める、「隲」は奥深く見難い、「索」は求める、「隱」は隠れたところ、「鉤深」は奥深いところの物を引き出す、「致遠」は遠いところの物を招き寄せるの意（『周易正義』）。『易』繫辞上伝「隲を探り隠を索め、深きを鉤り遠きを致し、以て天下の吉凶を定め、天下の壘壘（勉めること）を成す者は、著龜より大なるは莫し（探隲索隱、鉤深致遠、以定天下之吉凶、成天下之壘壘者、莫大乎著龜。）に基づく。○宿 夙に、あらかじめの意（胡楚生）。「宿」は古文の「夙」。『說文解字』七篇下に「宿（中略）夙、古文夙」とあり、七篇上に「夙（中略）夙、古文」とある。○驪姫・豎牛之讒 「驪姫」は、驪国の君主の娘。「豎牛」は、魯の大夫であった叔孫穆子の子で、その小臣（小姓）であった牛（人名）。先ず、驪姫の讒言について。晋の献公が驪国を討つに先だつて卜占した。史蘇はそれを占い、「勝つが不吉だ。讒言が晋に禍する」と判断したが、献公は聞かずに驪国を討ち、国君の娘のを驪姫を得て夫人に立てて寵愛した。驪姫は奚生を生み、奚生を太子に立てるべく、策謀をもって太子申生を自殺せしめ、讒言に

よって重耳・夷吾の二公子を国外へ排除した。後に献公が死ぬと、奚生は臣下に殺され、晋国は混乱した（以上『国語』晋語一）。晋の献公が驪国を討つ際に卜占したことは『史記』晋世家に見え、驪姫を夫人に立てるに際して卜と筮とで占ったことは『春秋左氏伝』僖公四年に見えるが、いずれも「史蘇が占った」とは記さない。卜列篇の「献公が史蘇の言に従っていれば、驪姫の讒言の入ら込む余地がなかった」との記述は、『国語』晋語に拠るものであろう。豎牛の讒言については、本節「莊叔之筮穆子」注参照。

【現代語訳】卜筮における独断の戒め

かつ、聖王が卜筮を立てる場合、民衆の意思に反することを良き事とはせず、独断することはなかった。だから『書経』の「洪範篇の占いに關する記述は、大同（王・卿士・庶人の意思と卜筮の結果とが一致すること）を重視しているのである。『書経』はまた言う、「お前すなわち卜占の亀甲によって占い、その卜占の結果、「暴君の紂王に」亀甲が吉を告げることはない」と。『詩経』に言う、「卜占の亀甲は「暗君の幽王を」既に厭って、私に進むべき道を告げることはない」と。このことから見れば、筮竹や亀甲の实情は、あるいは時勢の良し悪しに従うばかりで、親身に告げてはくれないのか。それともその時に史蘇のような優れた才能をもつ占い師がおらず、「たとえ卜占が親身に告げてくれているとしても」奥深い神妙なことを知る者が少なかったのだろうか。周の太史が敬仲を易で占い、莊叔が「その子の」穆子を易で占ったようなことは、『易』に言う「「隱微を探索し、深遠を引き寄せる」ことのできる者と言える。もし晋の献公が「驪国を討てば讒言が晋に禍する」と判断した」史蘇の言葉を聞き入れ、穆子が「この子（穆子）は讒言を弄する牛という者によって餓

死させられる」と判断した父」莊叔の戒めに前々から備えておれば、驪姫や豎牛の讒言も入り込む余地はなく、国を乱し身を危うくする禍いも無かったであらう。

四

聖人甚重卜筮、然不疑之事、亦不問也。甚敬祭祀、非礼之祈、亦不為也。故曰、「聖人不煩卜筮」「敬鬼神而遠之。」夫鬼神与人殊異、非有事故、何奈於我。故孔子善楚昭之不祀河、而惡季氏之旅泰山。今俗人策於卜筮、而祭非其鬼、豈不惑哉。

【訓読】聖人甚だ卜筮を重んずれども、然れども不疑の事は、亦問わざるなり。甚だ祭祀を敬すれども、非礼の祈りは、亦為さざるなり。故に曰く、「聖人は卜筮を煩わさず」「鬼神を敬して之を遠ざく」と。夫れ鬼神と人とは氣を殊にし務めを異にし、事故有るに非ざれば、我に何奈。故に孔子 楚昭の河を祀らざるを善みし、季氏の泰山に旅するを惡む。今俗人卜筮に策りて、其の鬼に非ざるを祭る、豈惑いならずや。

【語注】○不疑之事云々 疑いの余地のないことは卜筮に問わぬの意。『春秋左氏伝』桓公十一年伝に「卜は以て疑わしきを決す。疑わしからざれば何ぞ卜せん（卜以決疑、不疑何卜）」と見える。鄭国が楚を攻めようとするのを楚の屈瑕は憂慮した。闕廉は楚が鄭国を破ること間違いなしと説くが、屈瑕は卜占をしようという。そこで闕廉は屈瑕にこの言葉を告げた。○非礼之祈亦不為也 礼にはずれた祈りは行わないの意。類似表現に『孟子』離婁篇下「非礼の礼、非義の義は、大人は為さず。（非礼之礼、非義之義、大人弗為）」がある。礼を外れた祭祀について、『礼記』

曲礼篇下に「其の祭るべき所に非ずして之を祭るを、名づけて淫祀と曰う。淫祀は福無し（非其所祭而祭之、名曰淫祀。淫祀無福）」とある。○聖人不煩卜筮 聖人は、「疑わしくないことを占つて」卜筮に余計な煩累をかけるようなことはしないの意。『春秋左氏伝』哀公十八年伝の君子の言葉に「志に曰わく、聖人は卜筮を煩わさず（志曰、聖人不煩卜筮）」と見える。○敬鬼神而遠之 「遠」は、鬼神に狎れて冒瀆するようなことをしないこと。『論語』雍也篇に「樊遲 知を問う。子曰わく、民の義に務め、鬼神を敬して之を遠ざく、知と謂うべし（樊遲問知。子曰、務民之義、敬鬼神而遠之、可謂知矣）」と見える。集解所引の包咸注は「鬼神を敬して黷さず（敬鬼神而不黷）」、邢昺疏は「鬼神を恭敬して之を疎遠し、褻黷せず（恭敬鬼神而疎遠之、不褻黷）」と言う。解釈はこれによった。○非有事故 意味未詳。この一句は「没有大事故」（胡大浚）、「没有特別的事故」（彭丙成）、「如果没有意外的不幸」（張覺）のように訳される。夢列篇に「君子の異夢（特殊な夢）、妄に非ざるのみ、必ず事故有り（君子之異夢、非妄而已也、必有事故焉）」とあり、張覺は古代「事故」は広く事情を指す言葉で、意外な事故のみを指したのではないという。今仮に「因縁」と訳す。○孔子善楚昭云々 楚の昭王は病気になり、卜占すると「河（黄河）が祟りを為している」と出た。大夫が祭るようにと請うと、昭王は「夏殷周三代は国内の山川を祭るに過ぎなかった。江水・漢水・睢水・漳水が楚の祭る対象で、禍福を下せるのはこの神々だけだ、黄河の神に罰を受けることはない」として、黄河を祭らなかつた。孔子はそれを「楚の昭王は大道を知れり。其の国を失わざるや宜なるかな（楚昭王知大道矣。其不失国也宜哉）」と称えた。○惡季氏之旅泰山 「旅」は祭りの名。諸侯は領内の山川を祭るのが礼であったが、季氏は陪臣でありな

から僭越にも泰山を祭つた。孔子が季氏のこの非礼を批判したこととは、『論語』八佾篇に「季氏旅於泰山。子冉有に謂て曰わく、女なんじ救うこと能わざるか（後略）（季氏旅於泰山。子謂冉有曰、女弗能救与（後略）」と見える。○俗人筮於卜筮 「筮」は策と同じく謀るの意（張覺）。『逸周書』武紀解「敵国に対して」策して服せしむべからず（不可策而服也）」について、陳逢衡「逸周書補注」は「策は謀なり」とする。一説は「狎（狎れ侮る）」かと疑う（彭鐸）。○祭非其鬼 「其鬼」とは自分の祖先の靈魂。『論語』為政篇に「子曰わく、其の鬼に非ずして之を祭るは、詔（つひ）いなり（子曰、非其鬼而祭之、詔也）」と見える。

【現代語訳】卜筮・祭祀における「敬して遠ざくる」態度の主張 聖人は卜筮を非常に重んじるが、しかし疑いの余地の無いことは問わない。（また、聖人は）祭祀を非常に重んじるが、礼に外れた祈祷は行わない。だから『春秋左氏伝』に「疑わしくないことを占つて」卜筮に余計な面倒をかけたたりしない、（『論語』に）「鬼神に狎れて冒瀆するようなことをしない」と言うのである。そもそも鬼神と人とは気を異にし働きを異にするもので、別に因縁の有るものではないのだから、自分に何の関わりがあろうか。だから孔子は、楚の昭王が「黄河の神の祟りがあるという意見を一蹴して」黄河の神を祭らなかつたのを褒め、季氏が「祭る筋合いの無い」泰山に旅の祭りを捧げたのを非難したのである。今、俗人が「みだりに」卜筮に問い、自分の祖先ではない靈魂を祭っているのは、なんとという惑いであろう。

亦有安(傳)〔傳〕*姓於五音、設五宅之符第、其為誣也甚矣。古有陰陽、然後有五行。五帝(右)〔各〕*擲行氣、以生人民、載世遠、乃有姓名(敬民)〔號氏〕*。名字者、蓋所以別衆猥而顯此人爾、非以紀五音而定剛柔也。今俗人不能推紀本祖、而反欲以聲音言語定五行、誤莫甚焉。

【校異】*「傳」は当に「傳」に作るべし(王宗炎)。*「右」は疑うらくは当に「各」に作るべし(王宗炎)。*「敬民」は蓋し「號氏」の誤りなり(汪繼培)。

【訓読】亦安りに姓を五音に傳し、五宅の符第を設くる有り、其の誣を為すや甚だし。古陰陽有り、然る後に五行有り。五帝各行氣に擲り、以て人民を生み、世を載ぬること遠くして、乃ち姓名號氏有り*。名字とは、蓋し衆猥を別かちて此の人を顯らかにする所以なるのみ、以て五音を紀して剛柔を定むるに非ざるなり。今俗人本祖を推紀する能わずして、反て聲音言語を以て五行を定めんと欲するは、誤り焉より甚だしきは莫し。

【語注】○傳姓於五音、設五宅之符第 「傳」は付会する、こじつけるの意。「五音」は宮(ド)・商(レ)・角(ミ)・徵(ソ)・羽(ラ)の五音階で、「五声」と同じ。「五宅」は五音が配当された住宅。「符第」の「符」は、第七節に見える「直符」と同じく、太歳(歳星(木星))と正対する位置に仮想した星があるのと同じ方角に移動(転居)あるいは行為(普請・婚姻)をおこすこと(張覺)。太歳の禁忌については『論衡』調時篇・難歲篇に詳しい。「第」は、六十甲子の順序によって五音を区別し、

五音を住宅に配当すること(彭丙成)。『論衡』詰術篇の「六甲の人数を以て之を第し、第定まり名立ち、宮商殊別す。宅に五音有り…(以六甲之名、数而第之、第定名立、宮商殊別。宅有五音…)」と同様のことを言うものと思われる(黄暉『論衡』詰術篇注)。当時の凶宅術すなわち住宅の五音と住人の五音との適不適で吉凶が決まると考えられたことは『論衡』詰術篇に次のように見える。「凶宅術に曰わく、(中略)宅に五音有り、姓に五声有り、宅其の姓に宜しからず、姓と宅と相い賊えば、則ち疾病死亡し、罪を犯し禍に遇うと(凶宅術曰、(中略)宅有五音、姓有五声、宅不宜其姓、姓与宅相賊、則疾病死亡、犯罪遇禍)」。○五帝各擲行氣云々 「五帝」は伝説上の五人の帝王。「行氣」は五行の氣。

この「五帝」を緯書説にいう天上における五つの方角の神(東方蒼帝靈威仰・南方赤帝赤熛怒・中央黄帝含枢紐・西方白帝白招拒・北方黑帝汁光紀)と見る説もあるが(張覺、『潜夫論』中に五帝を天上の神とする例は無く、善政を行った地上の帝王を言う。例えば袁世篇に「慢制無く天下を成す者は三皇なり。則象を画して四表を化する者は五帝なり。法禁を明らかにして海内を和する者は三王なり(無慢制而成天下者三皇也。画則象而化四表者五帝也。明法禁而和海内者三王也)。」と見える。五德志篇には五行相生の次序による古代の聖王の系譜が見える(この次序自体は『漢書』律曆志所引「世系」と同じである)。王符は五帝の内訳を明言しないが、五德志篇の系譜を三皇・五帝・三王(三代)に割り振れば、「伏羲(太皞)・炎帝(神農)・黄帝(軒轅)(以上三皇)／白帝墊青陽(小皞)・顓頊・帝嚳・堯・舜(以上五帝)／禹(夏)・湯(殷)・文王(周)(以上三王・三代)／劉季(漢)」となる。ちなみに、五帝の内訳については諸説あり、『世本』・『大戴礼』五帝德篇・『史記』五帝本紀は「黄帝・顓頊・帝嚳・

堯・舜」を五帝とし、『潜夫論』と異なる。皇甫謐（二二五～二八二）の『帝王世紀』は、天地開闢以来の通史を五行相生説と感生帝説（神秘的な体験で懐妊した女性が後の帝王を生むとする説）によって体系化したものであるが（この点も『潜夫論』五徳志篇の体系と同じである）、これには三皇を「伏羲・神農・黄帝」、五帝を「少皞・顓頊・帝嚳・堯・舜」としており、前掲『潜夫論』五徳志篇の説をより明確に示したものと言える。「以生人民」とは、五帝が五行の気を受けて生まれ、後世の人民の始祖となったことをいう。○載世 「載」は重ねるの意。『後漢書』列伝二十五の賛に「承家載世」と見え、その注に「載、重也」とする。○乃有姓名号氏 「姓」は同じ始祖の母から生まれた子孫を称するもの。「氏」は繁殖した同姓の子孫を区別するために封地・爵位・官職・生業などによって称するもの。五行相生説および感生帝説に基づいて体系化された伏羲以下の聖王の系譜、文献に見える姓から氏への分化の記録は、五徳志篇・志氏姓篇にまとめられている。因みに、姓が始祖の母に基づくことは、『論衡』詰術篇にも、「古者『生に因りて以て姓を賜う』（『左伝』隱公八年）とは、其の生む所に因りて之に姓を賜えるなり」とし、例として禹の母が薏苡（植物名）を呑んで禹を生んだので苡を姓とし、契（殷の始祖）の母は燕子（燕の卵）を呑んで契を生んだので子を姓としたことを挙げる。ただし王充は姓の発音と五音とを結びつける当時の俗信を否定するために感生帝説を援用するだけであり、感生帝説自体は否定している（怪奇篇）。○名字者云々 「名」は出生時につけ、「字」は冠礼（成人式）につける。『論衡』詰術篇に、五音家と呼ばれる古い師が、姓だけでなく名や字についても、それを発音する際の口の開閉や音声の調子によって五音（宮・商・角・徵・羽の五音階）に配当して吉凶を判断したこと

が見える。○推紀 「紀」は糸口を整理する（張覚）。

【現代語訳】凶宅術に関する俗説

「卜筮や祭祀のほか」荒唐無稽なことに姓を（発音によって）五音（五つの音階）にこじついたり、五音に配当された住宅における太歳との位置関係や六十甲子への配当（による吉凶占い）をでっちあげたりするが、詐欺も甚だしい。昔、陰陽が有り、その後五行が生まれた。五帝はそれぞれ五行の（うちの「一」）気を受けて（始祖として）人民を生み、何代もの世代を重ねて、ようやく姓名号氏ができたのである。そもそも（誕生や成人に際して与えられる）名や字というものは、衆人の乱雑を分別して特定の人をしかと示すためのもの（記号）に過ぎず、それによって五音を記録して剛柔を確定するものではない。「姓に関しては」今、俗人は己の始祖を推究して系統を明らかにすることができないように、かえって発音によって五行（のうちの何に当たるのかを）確定しようとする、この上ない誤りである。

六

夫魚処水而生、鳥扱巢而卵。即不推其本祖、諧音而可、即呼鳥為魚、可内之水平、呼魚為鳥、可棲之木邪。此不然之事也。命駒曰犢、終必為馬。是故凡姓之有音也、必隨其本生祖所王也。太皞木精、承歲而王、夫其子孫咸當為角。神農火精、承燮惑而王、夫其子孫咸當為徵。黄帝土精、承鎮而王、夫其子孫咸當為宮。少皞金精、承太白而王、夫其子孫咸當為商。顓頊水精、承辰而王、夫其子孫咸當為羽。雖号百變、音行不易。

【訓読】夫れ魚は水に処りて生み、鳥は巢に扱りて卵す。即し其

の本祖を推さず、音に諧かないて可ならば、即し鳥を呼びて魚と為せば、之を水に内いるべきか、魚を呼んで鳥と為せば、之を木に棲ましむべきか。此れ然らざるの事なり。駒く（仔馬）に命なづけて犢とく（仔牛）と曰うも、終に必ず馬ま為り。是の故に凡そ姓の音有るや、必ず其の本生の祖の王たる所に随まうなり。太皞たいこうは木精、歳さいを承けて王たり。夫れ其の子孫は咸みな当に角た為るべし。神農は火精、燮けい惑わくを承けて王たり。夫れ其の子孫は咸みな当に徴ち為るべし。黄帝は土精、鎮ちんを承けて王たり。夫れ其の子孫は咸みな当に宮きう為るべし。少皞しょうこうは金精、太白を承けて王たり。夫れ其の子孫は咸みな当に商しょう為るべし。顓せん頊くは水精、辰ちんを承けて王たり。夫れ其の子孫は咸みな当に羽う為るべし。号は百變すと雖も、音と行とは易かわらず。

【語注】○本生祖所王 始祖で帝王となったものの意であらう。具体的には太皞以下、諸姓諸氏の始祖となった帝王。○太皞木精云々 太皞は伝説上の帝で、伏羲氏のこと。五行の木の精氣を受けたので「木精」という。五徳志篇にも「伏羲は」其の徳は木」と言う。「歳星」は木星。「宮」は五音（五つの音階）の一つで、五行では木に配当される。○神農火精云々 神農は伝説上の帝で、炎帝とも称す。五行の火の精氣を受けたので「火精」という。五徳志篇にも「神農は」其の徳は火紀」と言う。「燮惑」は火星。「徴」は五音（五つの音階）の一つで、五行では火に配当される。○黄帝土精云々 黄帝は伝説上の帝。五行の土の精氣を受けたので「土精」という。五徳志篇にも「黄帝は」其の徳は土行」と言う。「鎮」は土星。「宮」は五音（五つの音階）の一つで、五行では土に配当される。○少皞金精云々 少皞は伝説上の帝。五行の金の精氣を受けたので「金精」という。五徳志篇にも「少皞は」其の徳は金行」と言う。「太白」は金星。「商」は五音

（五つの音階）の一つで、五行では金に配当される。○顓頊水精云々 顓頊は伝説上の帝。五行の水の精氣を受けたので「水精」という。五徳志篇にも「顓頊は」其の徳は水行」と言う。「辰」は水星。「羽」は五音（五つの音階）の一つで、五行では水に配当される。

【現代語訳】第五節の俗説に対する批判

そもそも魚は水中で「子を」生み、鳥は巢で卵を生む。もしも「人が姓と五音との関係を定めるに当たって」始祖を推究することなく、音声上で対応しさえすればよいとするなら、もし鳥を魚と呼べば鳥を水の中に潜らせることができるのか、魚を鳥と呼べば魚を木に棲ませることができぬのか。そんなことはありえない（やはり生みの親を考えねばならない）。仔馬に仔牛と名付けても、いつまでたっても馬は馬である。こういう訳で、およそ姓に音を配当するに当たっては、必ずその始祖で帝王となったものに基づかねばならない。「具体的には」太皞は「五行のうち」木の精氣を受けたもので、歳（木星）を受けて王となった。その子孫はみな「五音のうち」角に当てるべきである。神農は「五行のうち」火の精氣を受けたもので、燮惑（火星）を受けて王となった。その子孫はみな「五音のうち」徴に当てるべきである。黄帝は「五行のうち」黄の精氣を受けたもので、鎮（土星）を受けて王となった。その子孫はみな「五音のうち」宮に当てるべきである。少皞は「五行のうち」金の精氣を受けたもので、太白（金星）を受けて王となった。その子孫はみな「五音のうち」商に当てるべきである。顓頊は「五行のうち」水の精氣を受けたもので、辰（水星）を受けて王となった。その子孫はみな「五音のうち」羽に当てるべきである。「このように姓と五行・五音との関係は始

祖によつて決定するから、音声上において「呼び名がどれほど変わろうとも、「姓と関わる」音と行とは不変である。

七

俗工又曰、「商家之宅、宜（出西門）〔西出門〕*。」此復虚矣。五行当出乘其勝、入居其隕乃安吉。商家向東入、東人反以為金伐木、則家中精神日戰鬪也。五行皆然。又曰「宅有宮商之第、直符之歲。」既然者、於其上增損門數、即可以變其音而過其符邪。今一宅也、同姓相代、或吉或凶。一官也、同姓相代、或遷或免。一宮也、成康居之日以興、幽居之日以衰。由此觀之、吉凶興衰不在宅、明矣。

【校異】*汪繼培箋本は「宜出西門」に作るが、『論衡』詰術篇の「不宜南向」「不宜北向」を参照すれば、「西向きにでる」と同義の「西出」が相応しく、「西門」の語は妥当ではない（胡楚生）。述古堂影宋写本（四部叢刊所収）は「宜西出門」に作る。

【訓読】俗工又曰く、「商家の宅、宜しく西に門を出づべし」と。此復虚なり。五行は当に出づるには其の勝つに乘じ、入りては其の隕に居りて乃ち安吉たるべし。商家東に向きて入る。東に入れば反て以て金木を伐つと為す。則ち家中に精神日戰鬪す。五行皆然り。又曰く、「宅に宮商の第、符に直たるの歳有り」と。既に然らば、其の上に於いて門の数を増損すれば、即ち以て其の音を変えて其の符を過ごすべきか。今一宅や、同姓相代わり、或いは吉或いは凶。一官や、同姓相代わり、或いは遷り或いは免ぜらる。一宮や、成・康之に居れば日に以て興り、幽・厲之に居れば日に以て衰う。此に由りて之を觀れば、吉凶興衰は宅に在らざること、明かなり。

【語注】○俗工 世間の占い師。叙録篇にも卜列篇の要旨を述べた中で「俗工浅源、莫尽其才」と言う。『論衡』（説日・譏日・弁崇・難歳の諸篇）には、日時・家相・姓名から吉凶を判断する占い師を「工伎」と称す。○商家之宅、宜西出門 当時の凶宅術では、住人の姓の音階が示す方角と門の方角との関係によつて吉凶が判断された。『論衡』詰術篇には凶宅術の言葉「商家の門は宜しく南に向かうべからず、徽家の門は宜しく北に向かうべからず」を載せる。住人の姓の音階が商（レ）であれば、それは五行の配当で金、方角では西に当たる。南は五行では火、五行相克（木は土に勝ち、それ以降、土↓木↓金↓火↓水の順で相手に勝つ）の関係では金は火に滅ぼされるから、門は南向きに作るべきではないという。徽（五行の火・方角は南）の姓の住人にとつての北（五行の水）向きの門も同様。○五行当出乘其勝、入居其隕乃安吉 「出づるに其の勝つに乘ずる」とは、外出する歳には五行相克の関係を利用すること。商家（五行の金）の場合は、木の方角すなわち東へ出ることになる。「隕」は室の西南隅。『説文解字』七篇下に「輿、宛なり。室の西南隅なり」とあり、段玉裁注に「室の西南隅は宛然として深く蔵る。室の尊き処なり」とする。当時の凶宅術では、門の位置ばかりを問題にし、住居の中心である居室を無視していたことは、『論衡』詰術篇に「夫れ門と堂とは、何を以て異らん。五姓の門、各おの五姓の堂有り。（堂の）向かう所宜しき無きは何ぞや。（中略）（もし家相によつて）吉凶を図るには、宜しく皆堂を以てすべし（夫門之与堂、何以異。五姓之門、各有五姓之堂。所向無宜何。（中略）凶吉凶者、宜皆以堂）」と見える。この卜列篇の所説は、「西向に門を」という俗説に対し、俗説の用いる五行相克理論を逆手に取つて反駁を加えると共に、『論衡』と同様に居室を無視する不備を衝くものである。

○**官商之第** 住宅に配当された五音による区別。○**直符之歳** 「直符」とは、太歳（歳星（木星））と正対する位置に仮想した星の方角にびたり合うこと。太歳は神として地上を運行すると考えられ、太歳のある方角とそれに正対する方角とを結ぶ方向に移動（転居）や動作を起こすこと（普請・婚姻）は凶とされた。『論衡』調時篇に「太歳子（北）に在れば、子（北）の宅は直符、午（南）の宅は破と為り、須からく功を興し事を起すべからず（太歳在子、子宅直符、午宅為破、不須興功起事）」と見える。また辨崇篇に「歳破直符」の語が見える。また、鬼神の一種とも見なされていたらしく、巫列篇に巫覡の祈祷の対象で、小人が恐れる七神の一つに「直符」を挙げる。○**一官也** 云々 官吏の姓と官舎とを例に取る禁忌批判は『論衡』詰術篇にも次のように見える。「官に安んじ遷徙するは、未だ必ずしも角姓の門南に向かわざるなり。位を失い貶黜せらるるは、未だ必ずしも商姓の門北に出でざるなり。或いは官に安んじ遷徙し、或いは位を失い貶黜せらるるは、何ぞや（安官遷徙、未必角姓門南向、失位貶黜、未必商姓門北出也。或安官遷徙、或失位貶黜、何）。」○**成・康** 「成」は、周王朝第二代の成王。「康」は、成王を継いだ周第三代の康王。成王康王の世は「成康之際は天下安寧、刑は錯きて四十余年用いず」（『史記』周本紀）とされる平穩な治世であった。○**幽・厲** 「幽」は周王朝第十二代の幽王。褒姒を寵愛し、后（申侯の娘）と太子宜臼とを廢し、褒姒とその子伯服とを后と太子に立てた。后の父申侯は怒り、繒國と犬戎（異民族）と共に幽王を攻め殺害した。この事変で犬戎が侵入したため、周は東の洛陽へと遷都を余儀なくされ、国力が衰微した。「厲」は周王第十代の厲王。厲王は貪欲で佞臣を寵愛し、忠臣の諫言や国人の言葉に聞く耳を持たず、その結果、国人に襲撃され虢國に出奔しそこで死

んだ。

【現代語訳】凶宅術・太歳の禁忌に関する俗説とそれへの批判

世の古い師はまた言う、「その住人の姓が」商の音に当たる住宅は、西に向かつて門を出るように「すなわち、西側に門を設けるように」すべきである」と。これもまた出鱈目である。五行（の理論）では、家を出るには相手に勝つのに乗じて出るようにし、家に入っては居室の西南隅に居てこそ安らかで縁起が良いはずだ。「古い師の言うように西側に門を設けたとすると」商姓の人は東に向かつて家に入ることになる。「しかし、五行の理論では」東向きに入ると逆に（金（商姓）が木（東）を討つ）ことになる。となると、家の中では精神が毎日戦闘状態である。「以上は商姓（金）を例に挙げたが」五行の場合も同じである。「世の古い師は」また言う、「住宅には、それに配当された五音の区別や太歳の方角との一致が有る」と。そうだとすれば、住宅に門の数を増したり減らしたりすれば、その住宅に当てられた音を変えたり、太歳の方角との一致（による凶）を避けたりできるのか。もし一軒の住宅に同姓の者が入れ替わり立ち替り住んだ場合、吉となる者も有るし、凶となる者も有る。一つの役所に同姓の者が相次いで着任した場合、昇進する者も有り、免官となる者も有る。一つの宮殿でも、「周王朝の名君である」成王・康王が住めば日に日に繁栄し、「逆に同じ周王朝つまり同姓でも暗君の」幽王・厲王が住めば日を追って衰退するだろう。このことから見れば、吉凶興廢が住宅と関係のないことは明らかである。

八

及諸神祇太歳豊隆鉤陳太陰將軍之属、此乃天吏、非細民所当事也。天之有此神也、皆所以奉成陰陽而利物也。若人治之有牧守令長矣。向之何怒、背之何怒。君民道近、不宜相責。況神致貴、与人異礼、豈可望乎。

【訓詁】諸の神祇太歳・豊隆・鉤陳・太陰將軍の属の及きは、此乃ち天吏なれば、細民の当に事うべき所に非ざるなり。天の此の神有るや、皆陰陽を奉成して物に利する所以なり。人治の牧守令長有るが若し。之に向かいて何ぞ怒らん、之に背きて何ぞ怒らん。君と民と道近きすら、宜しく相責むべからず。況や神は貴きを致め、人と礼を異にす、豈望むべけんや。

【語注】○及「及」は「若（ごとし）」と同義（彭鐸）。○太歳第七節「直符之歳」注参照。○豊隆雷の神。○鉤陳・太陰將軍ともに天体を神格化したもの。『漢書』卷八十七上揚雄伝所載「甘泉賦」に「招搖と泰陰とに詔し、鉤陳を伏せて兵を当らしめ（中略）八神奔りて警蹕し、殷轡を振わし軍装す（詔招搖与泰陰兮、伏鉤陳使当兵、属堪輿以壁壘兮（中略）八神奔而警蹕兮、振殷轡而軍装）」とあり、顔師古注は、招搖以下、泰陰（太陰に同じ）や鉤陳が下文の「八神」に相当し、その神々が威儀盛んに軍備を整えるのだと解釈している。因みに太陰將軍は『抱朴子』内篇地真篇に「太歳太陰將軍・月建斂耗の神を避けず」と見える。○牧守令長「牧」は州の長官、「守」は郡の長官、「令」は大県の長官、「長」は小県の長官。太歳神などを人界の長官に喩えて禁忌の虚妄を批判する論法は、『論衡』難歳篇にも「太歳の意、猶お長吏の心のごとし。（中略）豈独り器を抱き物を載せ、宅を

去りて居を徙し之に触犯する者にして、乃ち之を責めんや（太歳之意、猶長吏之心也。（中略）豈独抱器載物、去宅徙居触犯之者、而乃責之哉。」と見える。○致貴「致」は極めるの意（彭鐸）。○望「望」は「譴（責める）」に通じる（彭鐸）。一説は『永楽大典』に「豈可妄事」とあるに従うべきかとする（胡楚生）。今、彭説に従う。

【現代語訳】太歳や諸神の禁忌に対する批判

多くの神祇、（例えは）太歳・豊隆・鉤陳・太陰將軍などの類について、これらは天の役人であるから、下々の民がお仕えるような相手ではない。天にこれらの神々がいるのは、陰陽の働きを助成して物に利益を与えるためである。ちょうど人間の政治に州郡県の長官があるようなものである。（長官は庶民に遠く離れた存在だから）彼の方角へ向いたとて何で怒ろう、彼の方角へ背を向けたとて何で怒ろう（関知する所ではなからう）。（共に人間ということでは）君と民とは近い関係であるが、それですら相手を責めとがめる道理はない。まして神は極めて尊く、人とは礼を異にする存在であるからには、「神の方角に向いたか背むいたかを」どうしての責めとがめたりしようか。

九

且欲使人而避鬼、是即道路不可行、而室廬不復居也。此謂賢人君子秉心方直、精神堅固者也。至如世俗小人、醜妾婢婦、浅陋愚癡、漸染既成、又数揚精破胆。今不順精誠所向、而彊之以其所畏、直亦增病爾。何以明其然也。夫人之所以為人者、非以此八尺之身也、乃以其有精神也。人有恐怖死者、非病之所加也、非人功之所幸也。然而

至於遂不（損）（掬）*者、精誠去之也。孟賁狎猛虎而不惶、嬰人畏螻蟻而發聞。今通士或欲彊羸病之愚人、必之其所不能、吾又恐其未盡善也。

【校異】*「損」は「掬」に作るべし（胡楚生）。

【訓読】且つ人をして鬼を避けしめんと欲すれば、是即ち道路行くべからず、室廬復た居るべからず。此賢人君子の心を秉ること方直、精神の堅固なる者に謂うなり。世俗の小人、醜妾婢婦の如きに至りては、浅陋愚癡、漸染して既に成り、又數精を揚げ胆を破る。今精誠の向かう所に順わず、之に彊うるに其の畏るる所を以てすれば、直だ亦病を増すのみ。何を以て其の然るを明らかかにせんか。夫れ人の人爲る所以の者は、此の八尺の身を以てに非ず、乃ち其の精神有るを以てなり。人に恐怖して死する者有るは、病の加うる所に非ず、人功の辜する所に非ざるなり*。然れども遂に掬われざるに至るは、精誠之を去ればなり。孟賁は猛虎に狎れて惶れず、嬰人は螻蟻を畏れて發聞す。今通士或いは羸病の愚人に彊うるに、必ず其の能わざる所を之てせんと欲せば、吾又其の未だ善を尽さざるを恐るるなり。

【語注】○醜妾婢婦 一説に「醜」「婢」ともに卑賤の意とするが（彭鐸）、根拠は示さない。「醜」を常識的に「みにくい」の意と取った場合、神秘説への惑溺と容貌の醜さが関係すると考えられたのか、未詳。○精誠所向 真心、まごころ。『潜夫論』中に以下の用例がある。夢列篇「其の時精誠の感じ薄まる所、神靈の告ぐる所有れば、乃ち占い有るのみ（其時精誠之所感薄、神靈之所告者、乃有占爾）」、交際篇「二人が向き合うなら恩情が生じ」精誠相射て、心を貫き髓に達す（精誠相射、貫心達髓）、「

明忠篇「人君精誠を開き以て賢忠に示さずんば、賢忠も亦た以て達するを得る無し（人君不開精誠以示賢忠、賢忠亦無以得達）。」○人功之所辜 「人功」は人為。『潜夫論』愛日篇に「穀物の豊熟は）人功有るを以てなり（以有人功也）」、「労働力の浪費について、天災を除き）但だ人功の見事を以て之れを言えば（後略）（但以人功見事言之）」などと見える。一説に、「人功」は「人の体力」の意、「辜」は「殆（干からびて死ぬ）」に通ずるとするが（張寛）、従わない。○損 「掬（救うの意味）」に作るべしとする胡楚生説に従う。一説に、病が減じる（汪繼培）。○精誠去之 汪繼培は『漢書』東方朔伝「精神散じて邪氣及ぶ（精神散而邪氣及）」を引き、「精誠」を「精神」と同義と見る。○孟賁 戦国時代の勇者。○發聞 声を発して人に聞こえる（汪繼培）。○通士 社会の安定を思い現象に依じて柔軟に対処できる人物。『荀子』不苟篇に「上は則ち能く君を尊び、下は則ち能く民を愛し、物至れば応じ、事起れば辨ず。是くの若くんば則ち通士と謂うべし（上則能尊君、下則能愛民、物至而応、事起而辨。若是則可謂通士矣）」とある。一説に、この通士は自ら通士を自任する卜筮者を意味するとするが（張寛）、従わない。なお『潜夫論』にはここ以外に「通士」の語は見えないが、「賢人達士」（相列篇）が近い語と思われる。○羸病 病み疲れた。疾病で衰えた者が迷信に陥りやすいと考えられたことが、浮侈篇に「羸弱疾病の家、憂いを懷きて慣慣（心乱れ）、皆恐懼し易し（羸弱疾病之家、懷憂慣慣、皆易恐懼）」と見える。○必之其所不能 「之」は「以」と同義（胡楚生）。○未尽善也 まだ最善とはいえない。『論語』八佾篇に「孔子が」武を謂わく、美を尽せり、未だ善を尽さざるなり（謂武、尽美矣、未尽善也）」と見える。

【現代語訳】俗信に感溺する人々への対処の難しさ

その上、「もし本当に」鬼を避けようとするれば、「其処此所にいるはずだから」道路を歩くことも、部屋に居ることもできない。「もつとも」このことは志操が固く真つ直ぐで精神の堅固な賢人君子を相手に言うことだ。世の詰まらぬ男や卑しい女などは、浅はかで愚か、「俗信に」染まつて習性となっており、そのうえで度々正気を失い胆を潰している。いま彼らの「鬼神を避けたいという」真情の向かう方向に逆らい、彼らが畏れる対象（鬼神）によつて「鬼神は恐るるに足らずと」矯正しようとするならば、ただ彼らの憂いを増すばかりだ。何によつてそれを明らかにしようか。そもそも人が人であるゆえんは、この八尺の身体によるのではなく、精神があるからである。恐怖のあまり死ぬ人がいるのは、病気のせいではなく、人の手によつて罰が加えられたからでもない。しかしながら死を免れないのは、精神が身体を去ったからである。孟賁は猛き虎に近づいても恐れず、嬰兒は虻や蟻をも恐れて人に聞こえるような大声をあげる。もしも通士と称せられる人が「俗信に」病み疲れた愚人に無理なことを強いるならば、それは最善の策ではないかもしれぬと私は心配する。

十

移風易俗之本、乃在開其心而正其精。今民生不見正道、而長於邪淫誑惑之中、其信之也、難卒解也。惟王者能變之。

【訓読】風を移し俗を易うるの本は、乃ち其の心を開いて其の精を正すに在り。今民生まれて正道を見ず、而して邪淫誑惑の中に長じ、其の之を信ずるや、卒かには解け難し。惟だ王者のみ能

く之を變ず。

【語注】○移風易俗 風俗を改めること。「孝経」広至徳章に「風を移し俗を易めるは、楽より善きは莫し（移風易俗、莫善於楽）」と見える。

【現代語訳】風俗改善の難しさ

風俗を改める最重要の施策は、民衆を啓蒙して精神を矯正することにある。現在、民は生まれて此の方、正道を見たことが無く、邪悪で欺瞞に満ちた世に成長したのである、民の「俗信に対する」盲信はすぐには解き難い。ただ王者だけがこの状況を変革し得る。

《叙録第三十三節録》

『潜夫論』の末尾の叙録篇は、王符自身が各篇の趣旨を要約する。いま卜列篇に関する記述を節録する。

天生神物、聖人則之。著龜卜筮、以定嫌疑。俗工淺源、莫尽其才。自（大非）（非大）*賢、何足信哉。故叙卜列第二十五。

【校異】*「大非」の二字は転倒す（彭鐸）。

【訓読】天神物を生み、聖人^{これ}之に則る。著龜^{しき}卜筮^{はくせい}は、以て嫌疑を定む。俗工淺源、其の才を尽くす莫し。大賢に非ざるよりは、何ぞ信ずるに足らんや。故に卜列^{はくれつ}第二十五を叙す。

【語注】○天生神物 「神物」は神聖なもの、易占に用いる著（筮竹）。『周易』繫辭上伝に「天神物を生み、聖人^{これ}之に則る（天生神物、聖人則之）」と見える。○著龜卜筮以定嫌疑 王逸「卜居序」にも「排斥された屈原は己れの居るべき場所を卜し」神

明に稽問し、之を著亀に決し（中略）異策を聞きて以て嫌疑を定めんことを冀う。故に「卜居」と曰う（稽問神明、決之著亀（中略）冀聞異策以定嫌疑。故曰「卜居」也）」と見える。○俗工浅源 「浅源」の語意未詳。交際篇に「俗士浅短」、徳化篇に「浅薄を行う」「浅薄の悪無し」等の語有り。いま仮にこれに近い意として訳す。

【現代語訳】天は神聖な卜筮の道具を生み、聖人は筮竹の指示に従った。筮竹や亀甲は疑わしきに決定を下す手段である。世の占い師は浅はかで、自分の才能を十分に発揮する者は無い。偉大な賢者（「による占い」で無い限りは、どうして信じるに足ろうか（世の占い師は信ずるに足りない）。そこで「卜列（占いに関する議論）」第二十五を記したのである。